

市民自主学級 実施要領

1. 趣 旨

この要領は、川崎市教育文化会館・市民館市民自主学級開設及び市民自主企画事業実施要綱に基づき、宮前市民館及び菅生分館が市民自主学級を実施するために、必要な事項を定めるものとします。

2. 学級の目的

- （1）地域や社会の課題などの解決に向けた市民の学習の場づくりを、市民と行政が協働して行い、市民のみなさんが自主的に企画・運営するものとして、生涯学習・市民活動を推進し、地域づくりへの参画を支援することを目的とします。
- （2）学級の実施にあたっては、広く市民に呼びかけて参加者を募るものとし、市民が担い手となって市民同士の学び合いの場を創ることを通して、新しい公共性の確立及び自主的な市民学習グループ・団体（以下「団体」という）の力量形成を目指します。

3. 提案できる団体・個人

個人については、宮前区（菅生分館については向丘地区（*¹））に在住・在勤・在学している方とします。団体については、宮前区（菅生分館については向丘地区（*¹））内を主な活動場所とする団体とし、5人以上の会員があり、広く入会を受け入れ、民主的に運営されている団体とします。

（*¹）：犬蔵、五所塚、潮見台、神木本町、白幡台、菅生、菅生ヶ丘、平、南平台、初山、水沢
ただし、次に該当するものは対象外となります。

- （1）団体の活動目的が、営利を目的とするもの、特定の政党・政治団体・宗派・宗教団体の利害に係るもの、公共の利益に反するもの。
- （2）川崎市社会教育委員会議規則（昭和 5 2 年川崎市教育委員会規則第 1 号）別表の専門部会の欄に掲げる専門部会（教育文化会館及び各市民館に限る。以下「専門部会」という）の委員又は委員が所属している団体。
- （3）川崎市暴力団排除条例（平成 2 4 年川崎市条例第 5 号）第 2 条第 1 号に規定する暴力団、同条第 2 号に規定する暴力団員、同条第 3 号に規定する暴力団員等、同条第 5 号に規定する暴力団経営支配法人等、又は同条例第 7 条に規定する暴力団員等と密接な関係を有すると認められる者。
- （4）神奈川県暴力団排除条例（平成 2 2 年神奈川県条例第 7 5 号）第 2 3 条第 1 項、又は第 2 項に規定する行為をしている者。
- （5）下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方が川崎市暴力団排除条例第 2 条の各号にいずれかに該当及び同条例第 7 条に規定する暴力団員等と密接な関係を有すると認められる者であることを知りながら、当該者と契約を締結している者。
- （6）公序良俗に反する団体又は個人。

4. 継続して提案できる条件

提案は、単年度ですが、学級の継続を希望する場合は、改めて学級の提案をしてください。継続する事業内容に発展性が見られると実施館が判断した場合に限り、概ね通算 3 年度まで実施することができます。

また、実施館が次のいずれかに該当していると判断する場合は、3年度を超えて提案をすることができ、6年度を超えて提案することはできません。

- (1) これまでの学習成果を活かして、地域における新たな学習活動へ発展することが見込まれる。
- (2) これまでの学習成果を活かして、地域の課題解決に取り組む市民活動へ発展することが見込まれる。
- (3) これまでの学習成果に基づき、成果物（報告書など）をまとめ、地域に公表することが見込まれる。
- (4) 災害等により、学級を開設できなかったと認められる。

5. 学級の対象

地域や社会の課題の解決に市民自ら取り組んでいくために必要な知識・情報や、市民同士の論議を深める機会を継続的に学習し、今後の地域づくりへの参画についての力量を高めることをめざしたものとします。また、市民同士の協働により、地域における暮らしの質を高め、社会参加を促進することを目的とした継続的な学習も対象とします。

ただし、次に該当するものは対象外となります。

- (1) 提案した団体が地域において、すでに実施している学級。ただし学級の継続を希望する場合はこの限りではない。
- (2) 趣味、スポーツ、レクリエーション及び私塾の経営など個人の利益に帰結するもの。
- (3) 営利目的及び特定の個人や団体のみが利益を受けることを目的とするもの。単に会場の無料使用や広報（個人や団体のPRなど）を目的としたもの。
- (4) 政治活動及び宗教活動を目的とするもの。
- (5) 施設等の建設や整備を目的としたもの。
- (6) 国、地方公共団体、外郭団体から当該学級の委託・補助・助成を受けているもの。
- (7) 公序良俗に反するもの。

6. 学級の開設期間、内容など

- (1) 学級の開設期間は、令和7（2025）年4月1日～令和8（2026）年3月31日の単年度とします。
- (2) 学級の主催は、川崎市教育委員会とします。
- (3) 学習内容を検討する際には、「教育文化会館・市民館・分館 市民自主学級・市民自主企画事業 企画提案に向けてのポイント」に留意してください。
- (4) 学級での学習は、募集した参加者が原則全ての回を受講する継続的な学習とします。回数は、おおむね1回2時間程度の学習を、短期学級では5回～9回、長期学級では10回～15回開催するものとします。開催間隔は、毎週・隔週などが考えられますが、継続性を高めるために最大1か月の間隔とします。
- (5) 学級の開設に先立って、市政だより、市民館だより、チラシなどで学習計画を公表し、参加者を公募するものとします。その際の公募定員は20人以上とし、申込受付は宮前市民館又は菅生分館で行います。
学級参加者の対象は、宮前区の在住・在勤・在学者を原則としますが、他区からの参加者も可とします。ただし、学習の趣旨に即して年齢、対象地域を限定することは可能です。
- (6) 受講料については無料とします。ただし、受講者個人にかかわる教材費・保険料・保育料など受益者負担となる費用については、受講者から徴収してください。教材費などを徴収した場合は、収支を精算し、その執行状況を参加者と市民館に報告する事が必要です。
- (7) 開催場所は、宮前市民館については、宮前市民館（ただし、大ホールは除く）又は宮前区内の公共性のある施設等とし、菅生分館については、菅生分館又は向丘地区（*1）内の公共性のある場所としま

す。

- (8) 学習形態については、学級の趣旨に即して、講義形式だけでなく、話し合い・討論、グループワーク、ワークショップ、実地踏査、調査などを取り入れ、共同学習としての成果を高める工夫をするものとします。また、異なった立場、考え方の人が対等に意見交換できるよう配慮が必要です。
- (9) 講師・指導者・助言者などについては、専門家だけでなく、地域課題・生活課題についての当事者・市民活動関係者に事例報告・話題提供などを依頼することも、市民同士の学びあい・交流を促進する上で重視したい点です。
- (10) 学級の開設による成果物等については、川崎市に帰属します。

7. 提案方法

(1) 提出書類

団体の応募にあたっては、市民自主学級を提案する場合は市民自主学級企画提案書（第1号様式）を提出するとともに、次の書類を提出してください。ただし、個人が応募する場合には企画提案書及び個人に関する申出書（第4号様式）を提出します。

- ア 団体の規約
- イ 会員名簿
- ウ 前年度の活動報告書・決算書
- エ 今年度の活動計画書・予算書
- オ 団体に関する申出書（第3号様式）

- (2) 提出期間 令和7（2025）年1月7日（火）から1月24日（金）午後5時までです（1月20日（月）休館日を除きます）。

郵送の場合は1月24日必着とします。直接持参とメールについては1月24日午後5時までです。

- (3) 提出方法 直接持参かメール、郵送（FAXは不可）とします。

「市民自主学級企画提案書（第1号様式）」を確認し、市民自主学級の趣旨及び実施要件を満たさないと判断した場合は、その理由を明らかにし、受理しないことがあります。

なお、ご提出前に、必ずご相談にお越しくください（説明会時の相談も含む）。事前にご相談されずにご提出いただいた場合は、提案要件を満たしていても受理しかねることがあります。

(4) 提出先

宮前市民館 〒216-0006 川崎市宮前区宮前平2-20-4 宮前市民館

メールアドレス 88miyasi@city.kawasaki.jp

菅生分館 〒216-0015 川崎市宮前区菅生5-4-11 菅生分館

メールアドレス 88sugasi@city.kawasaki.jp

8. 学級の選考など

- (1) 提案された企画提案書については、専門部会において川崎市審議会等の会議の公開に関する条例第5条に基づき非公開により、選考を行います。
- (2) 学級の選考にあたっては、予算、労力、施設の適正使用などを考慮し、実施可能な範囲で選考します。
- (3) 提案内容が、市民自主学級以外の宮前市民館事業又は菅生分館事業で実施することが適当だと考えられる場合は、宮前市民館又は菅生分館と応募された団体又は市民（個人）と協議の上、移行することがあります。
- (4) 市民（個人）から提案された企画案が選考された場合は、改めて公募した企画運営委員と提案した市民（個人）を含めた5人以上で企画運営委員会等を組織し、学習計画を協議した上で、学級を開設します。

- (5) 学級の計画・運営段階において不都合が生じたと宮前市民館又は菅生分館が判断した場合は、学級の開設を取り消すことがあります。
- (6) 予算に残額が生じた場合は、再募集をする場合があります。
- (7) 事業は令和7年度予算の確定（川崎市議会の議決）をもって正式決定とします。

9. 宮前市民館及び菅生分館の役割

- (1) 経費については、川崎市の委託料とします。学習計画ができた段階で、川崎市契約規則（昭和39年川崎市規則第28号）により川崎市と企画運営委員会又は団体との間で委託契約を交わし、学級の開設前に一括して支払うものとします。
委託契約にあたっては、企画運営委員会又は団体は、所定の書式による見積書・事業計画書（学習計画書）等を提出していただきます。
- (2) 委託金額については、短期学級75,000円、長期学級150,000円を上限とします。なお、保育の併設が必要と認められた学級については、短期学級20,000円、長期学級40,000円を限度に保育謝礼金として加算します。
- (3) 支出の費目については、講師等謝礼、保育謝礼、消耗品費、印刷費、通信費、会場使用料、物品借上げ料等とします。
講師等謝礼の額は、川崎市教育委員会社会教育振興事業講師等謝礼標準単価表に準ずるものとします。また、受託した企画運営委員会又は団体のメンバーに講師謝礼等を支払うことはできません。
保育謝礼は、予算編成に応じて、委託料・参加者からの実費徴収のいずれかで支弁するか、又それぞれの合算とすることができます。ただし、委託料から支弁する保育謝礼は、保育謝礼を除いた委託料の2割を上限とします。
- (4) 会場と広報の協力
 - ア 会場を宮前市民館又は菅生分館とした場合、教育委員会主催事業として会場使用料は無料となります。
 - イ 内容を確認し、チラシの公共機関などへの配布の手配、川崎市、宮前市民館又は菅生分館ホームページへの掲載など（チラシなど広報物を職員と一緒に作成することもできます）。
- (5) 企画運営会議への参画
よりよい学級を目指して、企画運営委員会又は団体と市民館職員で構成される企画運営会議を開催します。この会議では、企画運営委員会又は団体と市民館双方が対等の立場で建設的な意見を交わし、具体的な学級の企画や開設方法などを協議していきます。

10. 個人情報の取扱い

学級の運営にあたり、知り得た個人情報は、次の点に留意し漏えいその他の事故を防止するために必要な措置を取り、適正な維持管理を行い、学級終了後速やかに破棄するものとします。

- ア 個人情報を目的以外に利用しないものとします。
- イ 個人情報を主催者以外へ提供しないものとします。
- ウ 個人情報を複製しないものとします。
- エ 個人情報の受信及び送信並びに記録媒体の収受、送付及び管理・保管は宮前市民館の保有個人情報管理責任者が行うものとします。
- オ 個人情報の漏えい、改ざん、滅失、き損等が発生した場合は速やかに宮前市民館の保有個人情報管理責任者に報告し、その指示に従うものとします。

11. 実績報告及び内容の公表

学級終了後速やかに、関係書類（事業報告書、参加者名簿、出席簿、学級日誌等）を添えて、委託業務完了届一式（委託業務完了届・収支報告書・実施報告書）を提出するものとします。また、学級の公正性、透明性を高めるため、別途学習成果を宮前市民館又は菅生分館が主催する生涯学習交流集会等で、報告・公開するものとします。

12. その他、関係する要綱など

この学級は、別途定める川崎市教育文化会館・市民館市民自主学級開設及び市民自主企画事業実施要綱によるものとします。また、この要領にない事項については企画運営委員会又は団体と市民館双方で協議して定めます。